推薦書（案）抜粋

資料１－３

要旨

国名　　**日本**

地域名　　**鹿児島県、沖縄県**

資産名　　**奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島**

緯度経度　**推薦地の中心地点の緯度経度**

推薦地の各構成要素の緯度経度*　【調整中】

ID	構成要素の名称		地域/地区	中央部の緯度経度	推薦区域面積（ha）	緩衝地帯面積（ha）	地図番号（付属資料5-1）
1	奄美大島		鹿児島県	N28° 16' 44.969" E129° 22' 41.886"			
				奄美大島面積（ha）			
2	徳之島	a	鹿児島県	N27° 45' 48.136" E128° 58' 01.962"			TOK_2
3		b		N27° 51' 56.053" E128° 55' 33.394"			TOK_1
				徳之島面積（ha）			
4	沖縄島北部		沖縄県	N26° 43' 29.212" E128° 13' 12.382"			
				沖縄島北部面積（ha）			
5	西表島		沖縄県	N24° 19' 34.257" E123° 48' 31.486"			
				西表島面積（ha）			
				総面積（ha）			

境界の記述

推薦地は、日本列島の九州南端から台湾島との間の海域に、約 1,200km にわたって弧状に点在する琉球列島の一部であり、中琉球の奄美大島と徳之島、沖縄島、南琉球の西表島の 4 つの島の 5 構成要素から構成されるシリアル資産である。

世界遺産一覧表記載のために顕著な普遍的価値を表す推薦地は、科学的検討の結果、これら 4 つの島のみに限定される。

推薦地は、奄美群島国立公園、やんばる国立公園、西表石垣国立公園の特別保護地区、第 1 種特別地域又は奄美群島森林生態系保護地域、やんばる森林生態系保護地域、西表島森林生態系保護地域の保存地区として厳正に保護された地域のうちの一部である。なお一部、国立公園の第 2 種特別地域及び森林生態系保護地域保全利用地区が含まれるが、2019 年度目処での国

DRAFT

立公園の第１種特別地域への格上げに向けて、法令等に基づく所定の手続きを進めることとし、手続きが完了するまでは、第１種特別地域と同等の土地の取扱を行っていくことが土地所有者・利害関係者により同意されている。（第５章，表 5-2-1～表 5-2-4、表 5-3～5-4 参照）。

緩衝地帯は、主に上記の国立公園の第２種特別地域又は上記の森林生態系保護地域の保全利用地区として保護された地域のうちの一部である。また、一部は、推薦区域に結合していない国立公園の特別保護地区又は第１種特別地域、推薦区域に隣接する国有林又は国立公園の第３種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林管理を行うことが合意されている区域、又は推薦区域に挟まれた国立公園の普通地域であり、かつ外来種対策等の保全活動を重点的に行っていく区域になっている。【調整中】

推薦地を含む琉球列島の地域区分

該当するクライテリア

（x）

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

顕著な普遍的価値の宣言案

a）概要

推薦地は、日本列島の南端部に位置する琉球列島のうち、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部と、南琉球の西表島の 4 地域の 5 構成要素で構成され、面積 37,946ha の陸域である。推薦地は黒潮と亜熱帯性高気圧の影響を受け、温暖・多湿な亜熱帯性気候を呈し、主に常緑広葉樹多雨林に覆われている。

琉球列島は、新第三紀中新世中期以降に生じたフィリピン海プレートのユーラシアプレート下方への沈み込みによる沖縄トラフの形成・拡大と、それに伴う激しい地殻変動による隆起や沈降で形成されたと考えられている。その結果、琉球列島は島嶼間の深い海峡で北琉球、中琉球、南琉球に分断された。その後、第四紀更新世の初期以降の海面変化により、近隣島嶼間で分離・結合を繰り返した。このような地史が、中琉球と南琉球の陸生生物に種分化と固有化の機会をもたらした。また、中琉球と南琉球は大陸からの距離や分離時期の違いにより、陸生生物相の種分化と固有化のパターンが異なる。これらの地史を反映した種分化・進化系統の多様化を背景に、推薦地は幅広い生物群で特に多くの固有種・亜種が生息する代表的な 4 地域の 5 構成要素で構成される。

また、推薦地は維管束植物 1,819 種、陸生・陸水性脊椎動物 739 種、昆虫類 6,153 種、淡水甲殻十脚類 47 種、IUCN レッドリスト記載の絶滅危惧種 95 種にとってかけがえのない貴重な生息・生育地である。

このように推薦地は、長期の隔離を伴う大陸島としての形成史を反映した進行中の陸生生物の種分化と固有化の過程を背景に、陸生生物の固有種・亜種や国際的な絶滅危惧種のかけがえのない生息・生育地であり、生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包含した地域である。

DRAFT

b）基準の合致理由

クライテリア（x）

推薦地は、長期の隔離を伴う大陸島としての形成史を反映した進行中の陸生生物の種分化と固有化の過程を背景に、陸生生物の固有種・亜種や国際的な絶滅危惧種のかけがえのない生息・生育地であり、生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっている。

推薦地は、陸域生物多様性ホットスポット「ジャパン」の中でも生物多様性保全上の重要性が認識されている中琉球及び南琉球の、最も多様で独特な生物多様性を代表している。日本の面積の 0.5%に満たないにも関わらず、その動植物種数は日本全体のそれに対して極めて大きな割合を占める。維管束植物の 26%（1,819 種）、昆虫類の 21%（6,153 種）が生息・生育し、東アジア、東南アジア、大洋州のそれぞれの要素を持つ特徴的な生物相を有している。

推薦地には多数の絶滅危惧種が生息しており、その割合も多い。IUCN のレッドリストに掲載されている絶滅危惧種が 95 種も含まれ、10 種以上が CR（絶滅危惧 IA 類）である。また、そのうち 75 種（79%）が中琉球・南琉球の固有種である。

推薦地では、遺存固有種と新固有種の多様な事例が豊富に見られることが特徴である。特に、アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、オビトカゲモドキ、キシノウエトカゲをはじめとする哺乳類 6 種、鳥類 3 種、爬虫類 6 種、両生類 4 種は、進化的に独特かつ地球規模の絶滅危惧種である EDGE 種として選定されている。

このうち、奄美大島と徳之島のアマミノクロウサギは 1 属 1 種で近縁種は存在しない。沖縄島北部のヤンバルクイナは、絶滅しやすいことが知られている島嶼の無飛翔性クイナ類の 1 種である。トゲネズミ属は固有属で、中琉球の 3 地域にそれぞれの固有種が分布する。イリオモテヤマネコは“ヤマネコの生息する世界最小の島”西表島だけに生息する。

さらに陸生脊椎動物は、日本の種の 57%（739 種）が生息し、日本における固有種の 44%（71 種）、地球規模の絶滅危惧種の 36%（49 種）を含んでいる。

推薦地では多くの分類群において固有種数が多く、固有種率が高い。それは、海峡を容易に越えられない非飛翔性陸生脊椎動物や植物で特に明瞭である。推薦地の陸生哺乳類（62%）、陸生爬虫類（64%）及び両生類（86%）、陸水性甲殻十脚類のサワガニ科（100%）の固有種率は極めて高い。維管束植物は 185 種が固有種である。

このような、推薦地の生物相における固有種の豊富さと固有種率の高さ、また、多様な種分化や進化の独特さは、推薦地が大陸島として形成された地史等（大陸からの隔離等の地史に加え、過去の気候変動の歴史、亜熱帯の気候条件、黒潮や渡り鳥等による多様な分散の歴史、生物地理区の移行地帯という地理的配置）を背景としている。

c）完全性

推薦地は中琉球に属する奄美大島、徳之島、沖縄島北部と、南琉球に属する西表島の 5 構成要素で構成され、中琉球及び南琉球の固有種や絶滅危惧種の約 90%とその主要な生息・生育地を含むことで、連続した島嶼の世界遺産としての価値を示す要素を全て包含する。例えば、ア

DRAFT

マミノクロウサギ（奄美大島、徳之島）、オビトカゲモドキ（徳之島）、ヤンバルクイナ（沖縄島北部）、イリオモテヤマネコ（西表島）のように、各島にそれぞれ異なるかけがえのない固有種や絶滅危惧種が生息しており、これら 4 地域のいずれかが欠けても、生物多様性の保全と、その背景となった進化的・生態学的過程の全体像の理解ができない相補的な関係にある。また、推薦地は中琉球と南琉球の中で面積が大きな島であり、亜熱帯多雨林がまとまって存在し、異なる地質、山頂部の雲霧帯、微地形・水系が複雑に入り組む山地・丘陵地、低湿地等の多様な生息・生育環境を含んでおり、緩衝地帯を設けることで価値を長期的に維持するために適切な面積と環境要素を確保している。外来種の影響、野生動物の交通事故、違法採集等の影響については、管理機関（環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、関係市町村）、民間団体等が連携して推薦地に対するリスクを防止・低減している。

d) 真正性

本資産は文化的価値を主張するものではないため、該当しない。

e） 保護管理に係る要件

推薦地の 5 構成要素は、国立公園の特別保護地区、第 1 種特別地域又は森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。なお一部、国立公園の第 2 種特別地域及び森林生態系保護地域の保全利用地区が含まれるが、2019 年度目処での国立公園の第 1 種特別地域への格上げに向けて、法令等に基づく所定の手続きを進めることとし、手続きが完了するまでは、第 1 種特別地域と同等の土地の取扱を行っていくことが土地所有者・利害関係者により同意されている。さらに、これらに加えて、国指定鳥獣保護区、天然記念物に指定されている（第 5 章参照）。これらはそれぞれ我が国の優れた自然環境等を保護するための仕組みであり、開発等に対して厳格な法的規制を有している。推薦地はこれらの制度により長期的に適切な保護が保障されている。推薦地の多くは国や地方自治体が所有・管理する土地である。

推薦地を含む 4 島は有人島で、沖縄島で 132 万人（総務省統計局,2016）をはじめ、奄美大島 6.7 万人（総務省統計局,2016、瀬戸内町,2016）、徳之島 2.5 万人（総務省統計局,2016）、西表島 2.4 千人（竹富町,2016）が居住しており、固有種・希少種の生息・生育環境と住民生活や産業活動の場が近接する。そのため資産の保護と住民生活との共存を図る地域として、主に推薦地に隣接する国立公園の第 2 種特別地域又は森林生態系保護地域の保全利用地区等を緩衝地帯に設定している。さらに、国立公園の第 3 種特別地域への指定など法的又は慣習的手法による保全等、外来種対策や希少種対策など資産の保護上必要とされる広域的な取組を行う地域として、推薦地及び緩衝地帯を取り囲む形で「周辺管理地域」を設定している。

推薦地にかかる複数の法的保護制度を所管する管理機関は、複層的な保護区や指定種の保護管理を円滑に行うため「地域連絡会議」を設置して、4 地域 5 構成要素共通の管理方針を示した「包括的管理計画」を作成し、推薦地の一体的な管理を行っている。「包括的管理計画」では、推薦地のみならず、緩衝地帯、周辺管理地域も含めた保全管理について定めている。

さらに、各構成要素の保全管理を地域との連携・協働の下で効果的に行うため、「地域連絡

DRAFT

会議」の下に、地域関係者も交えた地域ごとの「地域部会」を設け、「地域別行動計画」を定めて、地域関係者とともに具体的な管理を行っている。

　また、保全管理に対して科学的助言を与えるため、学識経験者による「科学委員会」及びその下に「地域別ワーキンググループ」を設置し、科学的な知見を反映した順応的な保全管理を進めている。

　また、推薦地に生息する世界遺産としての価値を構成する重要な要素であるアマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等の固有種や絶滅危惧種は、国内希少野生動植物種や国指定天然記念物に指定され、法的に保護されており、国内希少野生動植物種の保護増殖事業や希少種保護のための外来種対策事業としてマングース防除事業及びネコ対策等が進められるとともに、その一環としてモニタリングが実施されている。

DRAFT

公式現地管理当局連絡先

環境省　奄美自然保護官事務所
住所：　〒894-3104
鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑 551
電話：　＋81-(0)997-55-8620　　FAX：＋81-(0)997-55-8621

環境省　徳之島自然保護官事務所
住所：　〒891-7692
鹿児島県大島郡天城町平土野 2691−1　天城町役場４階
電話：　＋81-(0)997-85-2919　　FAX：＋81-(0)997-85-2045

環境省　やんばる自然保護官事務所
住所：　〒905-1413
沖縄県国頭郡国頭村字比地 263−1
電話：　＋81-(0)980-50-1025　　FAX：＋81-(0)980-50-1026

環境省　西表自然保護官事務所
住所：　〒907-1432
沖縄県八重山郡竹富町字古見
電話：　＋81-(0)980-84-7130　　FAX：＋81-(0)980-85-5582

林野庁　九州森林管理局　鹿児島森林管理署
住所：　〒892-0812
鹿児島県鹿児島市浜町 12-1
電話：　＋81-(0)99-247-7111　　FAX：　＋81-(0)99-247-6571

林野庁　九州森林管理局　沖縄森林管理署
住所：　〒900-0025
沖縄県那覇市壺川３丁目 2-6 壺川ビル３階
電話：　＋81-(0)98-918-0210　　FAX：　＋81-(0)98-918-0211

林野庁　九州森林管理局　西表森林生態系保全センター
住所：　〒907-0004
沖縄県石垣市登野城 55-4 石垣地方合同庁舎１階

電話：　＋81-(0)980-88-0747　　FAX：　＋81-(0)980-83-7108 林野庁　九州森林管理局　鹿児島森林管理署　名瀬森林事務所
住所：　〒894-0015
鹿児島県奄美市名瀬真名津町 1-17
電話：　＋81-(0)997-52-4531　　FAX：　＋81-(0)997-52-4531

林野庁　九州森林管理局　鹿児島森林管理署　徳之島森林事務所

DRAFT

住所：　〒891-7101
鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7111-2
電話：　＋81-(0)997-82-0027　　FAX：　＋81-(0)997-82-0027

林野庁　九州森林管理局　沖縄森林管理署　高江森林事務所
住所：　〒905-1201
沖縄県国頭郡東村字高江 466-1
電話：　＋81-(0)980-43-2123　　FAX：　＋81-(0)980-43-2123

林野庁　九州森林管理局　沖縄森林管理署　安波森林事務所
住所：　〒905-1504
沖縄県国頭郡国頭村字安波 209
電話：　＋81-(0)980-41-7328　　FAX：　＋81-(0)980-41-7328

林野庁　九州森林管理局　沖縄森林管理署　租納森林事務所
住所：　〒907-1542
沖縄県八重山郡竹富町字西表 689
電話：　＋81-(0)980-85-6201　　FAX：　＋81-(0)980-85-6201

林野庁　九州森林管理局　沖縄森林管理署　大原森林事務所
住所：　〒907-1434
沖縄県八重山郡竹富町字南風見 201
電話：　＋81-(0)980-85-5308　　FAX：　＋81-(0)980-85-5308

鹿児島県　大島支庁
住所：　〒894-8501
鹿児島県奄美市名瀬永田町 17 番 3 号
電話：　＋81-(0)997-52-5411　　FAX：　+81-(0)997-53-7874

沖縄県　八重山土木事務所
住所：　〒907-0002
沖縄県石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎　3 階
電話：　＋81-(0)980-82-2217（代表）　　FAX：　＋81-(0)980-82-1954

奄美市
住所：　〒894-8555
鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号
電話：　＋81-(0)997-52-1111（代表）　　FAX：　＋81-(0)997-52-1001

大和村
住所：　〒894-3192
鹿児島県大島郡大和村大和浜 100

DRAFT

電話：　＋81-(0)997-57-2111（代表）　FAX：　＋81-(0)997-57-2161

宇検村

住所：　〒894-3392

鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915

電話：　＋81-(0)997-67-2211（代表）　FAX：　＋81-(0)997-67-2262

瀬戸内町

住所：　〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 番

電話：　＋81-(0)997-72-1111（代表）　FAX：　＋81-(0)997-72-1120

龍郷町

住所：　〒894-0192

鹿児島県大島郡龍郷町浦 110

電話：　＋81-(0)997-62-3111（代表）　FAX：　＋81-(0)997-62-2535

徳之島町

住所：　〒891-7192

鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203

電話：　＋81-(0)997-82-1111（代表）　FAX：＋81-(0)997-82-1101

天城町

住所：　〒891-7692

鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1

電話：　＋81-(0)997-85-3111（代表）　FAX：＋81-(0)997-85-3110

伊仙町

住所：　〒891-8293

鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙 1842

電話：　＋81-(0)997-86-3111（代表）　FAX：＋81-(0)997-86-2301

国頭村

住所：　〒905-1495

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 番地

電話：　＋81-(0)980-41-2101　FAX：＋81-(0)980-41-5910

大宜味村

住所：　〒905-1392

沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 157 番地

電話：　＋81-(0)980-44-3001　FAX：＋81-(0)980-44-3139

東村

DRAFT

住所：　〒905-1292
沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地
電話：　＋81-(0)980-43-2201　　FAX：　＋81-(0)980-43-2457

竹富町
住所：　〒907-8503
沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1
電話：　＋81-(0)980-82-6191　　FAX：　＋81-(0)980-82-6199

DRAFT

オキナワウラジロガシ（写真：環境省）

1

奄美大島
― 代表的な固有種・絶滅危惧種 ―
■アマミサナエ
■アカヒゲ
★■アマミノクロウサギ
ハブ
■アマミマルバネクワガタ
★■アマミヤマシギ
★■アマミトゲネズミ
アカマタ
★：EDGE種（ロンドン動物学会）
：遺存固有種
：固有種・亜種・変種

1

★■ケナガネズミ
■ヤンバルホオヒゲコウモリ
★■ルリカケス
■オオトラツグミ
■オーストンオオアカゲラ
■コゴメキノエラン
■アマミイシカワガエル
■アマミハナサキガエル
■フジノカンアオイ
■アマミスミレ
★■オットンガエル
■シリケンイモリ
★■イボイモリ
■アマミクサアジサイ
■：絶滅危惧種（IUCN）
■：絶滅危惧種（環境省）
写真：太田英利、環境省、自然環境研究センター

1

★■ケナガネズミ
■ヤンバルホオヒゲコウモリ
■アマミアオネカズラ
■リュウキュウハグロトンボ
■アカヒゲ
★■アマミノクロウサギ
■アマミマルバネクワガタ
★■アマミヤマシギ
★■トクノシマトゲネズミ
★：EDGE種（ロンドン動物学会）
：遺存固有種
：固有種・亜種・変種

2

1

徳之島
― 代表的な固有種・絶滅危惧種 ―
ハブ
★■オビトカゲモドキ
■アマミハナサキガエル
■コケタンポポ
アカマタ
★■ イボイモリ
■ハツシマカンアオイ
■タイワンアマクサシダ
■：絶滅危惧種 (IUCN)
■：絶滅危惧種（環境省）
写真：太田英利、服部正策、環境省、自然環境研究センター

2

1

沖縄島北部
― 代表的な固有種・絶滅危惧種 ―
■オキナワセッコク
■ホントウアカヒゲ
■ノグチゲラ
■リュウキュウアセビ
■ヤンバルトゲオトンボ
★■ヤンバルクイナ
★■オキナワイシカワガエル
■ハナサキガエル
★：EDGE 種（ロンドン動物学会）
：遺存固有種
：固有種・亜種・変種
■：絶滅危惧種（IUCN）
■：絶滅危惧種（環境省）
写真： 太田英利、環境省

1

★■ケナガネズミ
■オリイオオコウモリ
■ヤンバルホオヒゲコウモリ
★■オキナワトゲネズミ
■ヤンバルテナガコガネ
■オキナワマルバネクワガタ
★■ナミエガエル
ハブ
★■クロイワトカゲモドキ
■シリケンイモリ
■ホルストガエル
アカマタ
★■リュウキュウヤマガメ
★■イボイモリ

2

1

西表島
― 代表的な固有種・絶滅危惧種 ―
エクボカンアオイ
コケタンポポ
ヤエヤマハナダカトンボ
ヤエヤマサナエ
オオハナサキガエル
サキシマスジオ
サキシマスベトカゲ
キシノウエトカゲ
：EDGE 種（ロンドン動物学会）
：遺存固有種
：固有種・亜種・変種

2

1

ヤエヤマオオコウモリ
カンムリワシ
アサヒナキマダラセセリ
コガタハナサキガエル
コウトウシュウカイドウ
ヤエヤママルバネクワガタ
イリオモテヤマネコ
リュウキュウユビナガコウモリ
リュウキュウイノシシ
ヤエヤマセマルハコガメ
サキシマカナヘビ
ヤエヤマハラブチガエル
：絶滅危惧種（IUCN）
：絶滅危惧種（環境省）
写真：環境省、自然環境研究センター

2

与那覇岳（写真：環境省）

1